

## 水戸家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

- 1 開催日時 平成24年6月7日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員）  
青木雅弘，阿久津正晴，桑名昶光，澁谷輝一，鈴木豊明，樋口直実，  
平野辰男，古谷博，堀越博，本間榮一，牧野恵美子，三輪壽二，森  
田冴子，森田多美子（五十音順 敬称略）  
（事務局等）  
事務局長 加藤裕之，首席家庭裁判所調査官 鈴木裕一，首席書記  
官 千葉修也，事務局次長 岡崎格，次席家庭裁判所調査官 長谷  
川哲也，次席家庭裁判所調査官 小畑勝利，訟廷管理官 小林圭一，  
総務課長 本田千鶴

### 4 議事概要

#### (1) 全体概要

新任委員（澁谷委員，森田委員）から自己紹介が行われた。

#### (2) 今回のテーマ「離婚調停について」

離婚調停に関する制度，統計及び家庭裁判所調査官の参加等について，小林訟廷管理官及び長谷川次席家庭裁判所調査官から説明が行われた。

#### (3) 離婚調停について意見交換をした概要（委員，事務担当者）

調停委員として調停に携わっています。離婚調停では壁にぶつかったり，工夫すべきことがあったりして，いろいろ苦勞があります。この度の法改正では，裁判所の説明にあったとおり，子どもの福祉を重視した面会交流や養育費の取決め方について，確かな方向性が見えてきているようです。

今までは，離婚調停を進めるためには，まず当事者双方の感情的なわだかまりを全部吐き出してもらって，冷静になった状態で調整するというのを特に意識

してやってきておりましたが、面会交流のことなど、子どもに関することについては当事者のほうから話が出てこない限りこちらから問いかけまではしない扱いとしていました。

しかし、今回の法改正が視野に入ってくるにつれ、離婚後の親同士の、子どものための協力というものが重要視されてきており、きちんと子どものための協力もしてもらえるように心掛けながら調停を進めています。

当事者も少しずつ、このような動きを分かってきているように思います。

産婦人科を開業しています。

離婚に関係することとして、まず妊娠中絶というものについて皆さんに知っていただきたいことがあります。人工妊娠中絶というものが母体保護法で規定されています。この法律では、妊娠の継続又は分娩が身体的、経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるということを理由として、妊娠22週未満の方に中絶ができると定められています。その際には実際の配偶者ではなく、必ず戸籍上の配偶者の同意が必要です。ただし、望まない妊娠をされた方は配偶者の同意がなくても認められます。このように、中絶、中絶と言われていますが、これは簡単にできるものなのではなくて、母体保護法という法律に則って行われているのだということを是非知っていただきたいと思います。

それから、質問なのですが、離婚後に妊娠が発覚して、離婚後一定期間は婚姻中に妊娠したものとみなすという民法の定めが該当して問題となったとか、あるいは離婚がまだ成立していない調停中に他の方との間の子を妊娠したために問題になったとかいう事例はありましたか。後者については、離婚調停中も法律上はまだ夫婦なので、その夫婦の実子として戸籍上に記載されてしまうという微妙な時期なので、調停で問題になると思うのですが。

調停委員としての、似たような事例を2件ほど経験しました。離婚調停中に出産したという事例でした。出生届を出すと、実の親ではない離婚調停中の夫が父親になってしまうということですから、そのときにはすぐに本人が出生届を出さ

ず、離婚が成立したあとに実の親に認知してもらおうという考えだったようです。

今回、老人の福祉という観点からの法改正等があったかなかったか、教えてください。それから、妻が夫の両親の介護をしていた場合に、その疲労のために婚姻関係を続けられないということで離婚に至るような事例があったかどうか、教えてください。

1点目については、現段階でそういった観点からの改正というものは特に行われていないと認識しております。それから、2点目については、ここ数か月の調停等の記録等を見たり、あるいは調停等に入ったりするなかで、介護疲れを離婚の申立ての理由としているケースというのは、拝見していません。このような事例の御経験があるのであれば調停委員の先生にもお伺いしてみたいです。

調停委員としても介護疲れが原因の離婚調停というのは今まで経験がありません。ただ、子どもの精神状態が悪化して、その介護で夫婦関係が悪化して、調停離婚したという事例がありました。

私も、親の介護疲れが要因となった離婚調停に立ち会ったことはありません。

話が変わってしまいますが、逆に若い方たちの離婚で、親にあまりにも頼って依存しているために、親のほうで疲れているのではないかという状況が増えていて、個人的には気になっています。

今回、子どもの福祉という観点から、面会交流や養育費については離婚時にきちんと話し合いなさいという趣旨の法改正が行われました。それから、面会交流について取決めて、円滑に行っていくことはなかなか難しいという説明が先ほど家庭裁判所調査官からありましたが、これについては裁判所に児童室というものがあり、そこで試行をすることで円滑な面会交流の実施への理解を深めていくようにしています。これらについて、どのような御意見をお持ちでしょうか。

離婚する際に、面会交流をするかどうかで揉める割合というのはどのくらいでしょうか。また、現在監護している一方から他方へ無断で子を連れて行く、連れ去りのような問題があると思いますが、家庭裁判所では、そのような問題が起こ

らないような努力や発生防止のための警告のようなことを行っているのか，教えてください。

また，実際に家庭裁判所にそういう相談が持ちかけられることはあるのでしょうか。

面会交流について夫婦間で取決めを行う事例は最近徐々に増えてきていて，夫婦関係の調停の中で決められることが多いのですが，面会交流のみの調停の新受件数も右肩上がりで増えています。ただ，平成23年における水戸家裁管内の夫婦関係事件の数が1,234件であるのに対して面会交流の調停の申立ては177件ですから，率自体はそれほど多いとはいえません。

子どもを連れて行かれたのでどうすればよいかという相談は，数は多くはありませんが，いくつか寄せられてはいます。

調停委員として現在関わっている事件で，連れ去りと面会交流で問題になっている事例があります。別居時に，子どもを連れて妻が家を出たことに対して，夫が連れ去りと主張し，子の引き渡しと面会交流を同時に申し立てました。妻側は面会交流を行ったら夫に連れて行かれかねないので，応じられないと主張して，真っ向から対立していました。双方の弁護士を通じて話し合いを重ねた結果，連れ去りの心配がないであろう弁護士事務所で面会交流を行うことで話がまとまり，複数回実施しました。ところが，片方が就職して平日に仕事に行くことになり，弁護士事務所が利用できなくなってしまいました。裁判所の児童室は通常は1回の試行のためのものですから継続的に使いたくても使えないですし，裁判所の職員を含めて人目を避けたいという考えの両親ですから，調停の進行に現在ちょっと困っているところです。

子どもがあっちに行ったりこっちに行ったりしないように，家庭裁判所として何か説明などは行っているのでしょうか。

面会交流でトラブルが起こり，調停での取決めどおりに行えなくなってしまっ

て履行勧告の申立てが行われるケースは増えています。原因としては，面会交流

の日程の打合せのときにけんかになってしまったからとか、実際に面会交流を行った際に甘やかされた挙げ句、子どもがわがままになって帰ってきたからなど、監護している親の側が様々な理由で面会交流を渋る傾向が見られます。そのようなトラブルを防ぐために、最高裁判所が面会交流をうまく進めていくために作成した、当事者の心構えをまとめたパンフレットを配布したり、啓蒙用のDVDを見てもらったりしています。DVDの内容については最高裁判所のウェブサイトで見聴ができます。

弁護士として離婚に関する相談等を受けることがありますが、子どもにとってはどちらも親であるのだという話をするようにしています。あなたは相手のことが嫌かもしれないけれど、お子さんはそうではないだろうし、あなたが嫌な顔をすれば子どもにそれが伝わって、子どもが本当は会いたいと思っけていてもあなたに嫌われたくないと思っけて言い出せなくなってしまう。だから、親はそういう子どもの気持ちをよく理解してあげないといけないよ、とよく話すことがあります。

実際に面会交流をすることが決まっても、相手に子どもを連れて行かれてしまうという心配があるときには、双方の弁護士の立会いの下で行ったり、弁護士事務所で行ったり、元調査官の方が作っているFPICという団体に依頼して出張してもらったりするなど、実効的な面会交流が行われるような工夫をしています。

元調査官が組織している団体についてですが、「公益社団法人 家庭問題情報センター（FPIC = Family Problems Information Center）」という名称で、「えふびっく」と読みます。広報誌を頻繁に発行していて、それによるいろいろな面会交流援助を行っているということです。面会交流を積極的に支援する機関は多くないのですが、FPICは今、一番幅広く行っているように思います。

FPICの面会交流の援助は、有料です。ボランティアではなく、きちんと契約を結んで、その上で実施する形式を取っています。援助の方法はいろいろなパターンがありますが、よくあるのは面会交流で日時を決めるような段階でのトラブルですので、そういった設定をするための援助です。それから、事務所が池袋

のサンシャインのビルの中にあるので、事務所の中の交流の場所を提供したり、サンシャイン水族館内で面会交流させるために同伴したりすることもありますし、他の場所に出張していく場合もあります。出張の場合には相応の経費がかかると思います。

なお、最近の報道によると東京都も今年の4月から面会交流援助を始めたようで、実際に活動を行っているようです。

以前、水戸までの出張をお願いしたことがあるのですが、1万円前後かかったので、ご両親の経済的な負担が大きいと思った記憶があります。

この間、初めて面会交流の調停の相手方の代理人になりました。その際に家庭裁判所調査官の方が調停に立ち会っているいろいろアドバイスをくださったのですが、調査官が調停に入るかどうかは、どのような基準で決めているのですか。

基本的には裁判官と調停委員の方が、両当事者から話を聞いた上で調整等を進めるのですが、その中で進行上、困難を感じるなど、家庭裁判所調査官のサポートが必要だと感じた場合には、調停委員と審判官や調査官等で評議を行い、立会の要否を判断するなどしています。

子の連れ去りに関して、現在締結が検討されていると思われる国際条約（ハーグ条約）のことをお伺いします。日本で婚姻届を出している外国人と日本人との離婚については、条約が締結されれば連れ去りの犯罪が成立する可能性がありますが、それに向けて裁判所側として、何か今後の対応などを考えているのでしょうか。

ハーグ条約は、法制審議会の審議を経て、すでに今国会に提出されているはずです。審議状況は定かではありませんが、条約を批准することは決まっていますので、条約批准に向けての準備を行っているところです。例えば、配偶者の一人が無断でアメリカから日本に連れて戻ってきて連れ去りが疑われている子どもをアメリカに連れ戻すのかどうかの判断を裁判所が行うという内容です。日本においては東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所が判断することになっています。そして、

外務省が、実際に外国とやり取りをする中央当局の役割を担います。条約は原則として元住んでいた国に連れ戻すという内容ですが、例外をどの範囲まで認めるかというのが一番重要なところだと思います。例えば、もう何年間も日本での生活をしているとか、連れ戻されると子どもが虐待を受けるおそれがあるとか、あるいは中心的に監護していた母親と一緒に戻ることができないなど、様々な面から検討が行われているようです。

離婚時には、親権を決めなければいけないとされていますが、そのことについて何か御意見等ありますか。

親権の対立が激しい場合、数年前までであれば速やかに調停不成立とし、人事訴訟での解決を図るのが一般的でしたが、最近は調査官が関与して子の調査を行うなどして何とか調停の中で親権を決められるように努力されているように感じています。

調停委員会の調停案は当事者を拘束するような権限がないため、最終的に出された調停案をどちらかが反対してしまったら成立に至らず、調停を行った意味がなくなってしまいます。ですから、調停委員として、当事者双方に対して、裁判官である家事審判官がいろいろ苦勞して中立の立場で考えた調停案なのだから、出された案には反対しないようにしてほしいとお願いするようにしています。これが調停委員としてできる精一杯のことではないかと考えています。

私が調停を担当する場合も同じようなことに気を付けています。親同士の話し合いで親権が決められないとき、「子どもの意向を尊重するから、子どもの意向を聞いてきてほしい。」という当事者が結構います。そういうときに調査官に向いてもらって子どもの意向を調査してもらおうのですが、そのときに調停委員として必ず、どういう答えが出たとしてもそれに従えるか、自分の意に反する結論が出ても仕方ないものとして腹をくくれるか、ということ当事者に念押しするようにしています。

配布資料に、離婚調停の件数が減っているというグラフがありますが、実際の

離婚の数の増減はどのようなのでしょうか。

グラフに記載したとおり，離婚調停は徐々に減りつつあります。深刻な争いがあるときに利用される人事訴訟については横ばいなので，訴訟に持ち込まれる例は多いようです。人口減や晩婚化の影響で婚姻が減っていることが原因で，離婚も減っていると考えられます。

例えば社会の環境的な要素や当事者の年齢的な要素などが原因で協議離婚ではうまくまとまらず，調停で第三者の介入による解決を図らなければならなくなるような典型的なケースはありますか。

典型的な例のひとつとして，DV事案などでは当事者間で話を進めるのが難しく，第三者を入れて調停等を行う必要性が高いというケースが挙げられます。

そもそも親権は誰がどういう観点から決めるものなのでしょうか。例えば母親が親権を持って育ててきた子どもがある程度の年齢になったときに「僕は父親に育ててもらいたい。」と言ったら，どうなるのでしょうか。子の福祉を重視していくのだったら，子どもがある程度の年齢に達して物事の判断ができるようになってきたときに，自分は誰に育ててほしいのかを選択できるとか，将来的にはそういう方向性を考えていかなければならないと思います。

個人的には，親権も面会交流権も子どもの権利であり，親の義務であると考えています。だから，子どものためになるように，親である当事者双方はいろいろ考えて努力していかなければならないと思っています。

そうだとすると，面会交流ができないのは親の感情のこじれが原因なのだから，面会交流の実現に向けてある程度法的な強制力や拘束力を持たせるなどしないとイケないと思います。そこを決定する権限のない調停に任せるのはおかしいと思います。権利意識がはっきりしてきた日本であるのなら，義務を果たすことを強く要求してもいいのではないかという気がします。

実際の現場では，面会交流というのは両親の協力なしにできないところが，多々あります。それを強制的に行かせたとしても，結局は長く続かないというこ

ともなりかねません。この点については、裁判所でもこれから考えていかなければならない大きな課題だと思っています。

私が代表を務めているNPO法人で活動している方たちの中にも、離婚した人やしそうな人がたくさんいます。会の仲間同士で助け合いながら離婚後の自立に向けた支援を行っています。裁判所の説明にあった年金の分割についての情報については、もう少し主婦の側にあるといいと思います。

調停で決められた養育費の支払いなどの内容の履行状況をチェックするような機関があるといいと思います。

グラフによると婚姻の総数が減っていて、離婚の数はほとんど横ばいなので、離婚の割合を見ると、増えているのだと思います。最近の学校現場でも、片親の子どもが非常に多いです。それから、面会交流というのは親権がない方の親の権利だと考えると、それを親権があるほうの親が拒否するのは間違っていると思いますので、もう少し実効力ある方法を取った方がいいと思います。あと、親権は一度決まってしまうとなかなか変えられないと思いますが、決めるまでの間に試行的に子どもを双方に預けてみるなど、工夫できるとよいと思いました。

## 5 次回期日

- (1) 平成24年11月15日(木)
- (2) テーマ 未定